

文京区障害者地域自立支援協議会

親会 (事務局: 障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決策を検討する。また、障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。

①下命 ②報告

相談支援専門部会

(事務局: 障害者基幹相談支援センター)

望ましい相談支援体制の仕組みや地域生活を支える仕組みについて検討する。

就労支援専門部会

(事務局: 障害者就労支援センター)

一般就労の推進と福祉的就労の充実について検討する。

権利擁護専門部会

(事務局: 社会福祉協議会)

障害者の権利を守るための必要な支援や権利擁護のための取組み(成年後見制度の利用促進等)や虐待を予防するための仕組みについて検討する。

障害当事者部会

(事務局: 障害者基幹相談支援センター)

障害当事者部会で検討された内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

(新)地域生活支援専門部会

(事務局: 障害福祉課)

障害者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について検討する。

①事例の検討
スキルアップ等

②課題の報告

定例会議

(事務局: 障害者基幹相談支援センター)

- ・事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
- ・各事業所の相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等)

情報の共有・連携

情報の共有・連携

指定特定相談支援事業所連絡会

(事務局: 障害者基幹相談支援センター)

- ・サービス利用等計画についての検討
- ・計画相談についての推進、検討

就労支援者研修会

(事務局: 障害者就労支援センター)

- ・就労支援ネットワークの構築
- ・企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
- ・研修会の開催や事例を通じた人材育成

情報の共有・連携

障害者差別解消支援地域協議会

(事務局: 障害福祉課・予防対策課)

必要な情報を交換するとともに、障害者等からの相談事例の共有及び事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。